議案第85号

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年12月２日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年２月武蔵野市条例第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（目的及び適用範囲） 第１条　この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項第２号に掲げる職員及び法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。	（目的及び適用範囲） 第１条　この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項第２号に掲げる職員及び法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。	
(1)から(32)まで　（略）	(1)から(32)まで　（略）	
(32)の２　三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会の委員		号の削除
	(33)　三鷹駅北口街づくりビジョン改定委員会の委員	号の追加
(33)から(46)まで	(34)から(47)まで	号の繰下げ
(46)の２　農業振興基本計画策定委員会の委員		号の削除
	(48)　農業振興基本計画策定委員会の委員	号の追加

(47)から(56)まで	(49)から(58)まで	号の繰下げ
(57)　旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員		号の削除
(58)から(70)まで	(59)から(71)まで	号の繰下げ
第３条　第１条第13号から第67号までに掲げる職員には、別表第２により報酬を支給する。	第３条　第１条第13号から第68号までに掲げる職員には、別表第２により報酬を支給する。	字句の改正
第４条　第１条第68号から第70号までに掲げる職員には、別表第３により報酬を支給する。	第４条　第１条第69号から第71号までに掲げる職員には、別表第３により報酬を支給する。	字句の改正
（期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ３から５まで　（略）	（期末手当） 第８条　（略） ２　期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 ３から５まで　（略）	字句の改正
（勤勉手当） 第９条　（略） ２　勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の118.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（勤勉手当） 第９条　（略） ２　勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の121.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	字句の改正

<table>
<tr>
<td>３から５まで　（略）

別表第２（第３条関係）
日額で定める報酬額
<table><tr><td>職名</td><td>報酬額</td></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで　（略）</td><td></td></tr><tr><td>旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員</td><td>〃　12,000円</td></tr><tr><td>指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr></table>備考　（略）</td>
<td>３から５まで　（略）

別表第２（第３条関係）
日額で定める報酬額
<table><tr><td>職名</td><td>報酬額</td></tr><tr><td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで　（略）</td><td></td></tr><tr><td>指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr></table>備考　（略）</td>
<td>項の削除</td>
</tr>
</table>

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第８条及び第９条並びに次項及び付則第３項の規定は、令和８年12月１日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

２　令和８年12月に支給する期末手当に係る改正後の第８条第２項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の131.25」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

３　令和８年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第９条第２項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の123.75」とする。

（提案理由）

会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給月数を変更するほか、所要の改正をするものである。